

環境自主行動計画
〔廃棄物対策編〕
—2005年度フォローアップ調査結果—

2006年3月22日
(社)日本経済団体連合会

日本経団連 環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕

－2005 年度(第 8 回)フォローアップ調査結果－

「産業廃棄物最終処分量削減目標の達成状況について」

2006 年 3 月 22 日
(社) 日本経済団体連合会

1. これまでの取組み

(1) 日本経団連では、1990 年から、主要 14 業種の協力を得て、「主要業界における廃棄物対策への取組み状況」を毎年調査、公表し、産業界の自主的取組みの推進を図ってきた。

さらに 1997 年には、こうした取組みを強化・充実すべく、経団連環境自主行動計画の策定に際し、温暖化対策とともに、廃棄物対策に関する自主行動計画を作成した。この環境自主行動計画の廃棄物対策編には当初 35 業種が参加し、業種毎に、リサイクル率・最終処分量などの数値目標、ならびに達成のための具体的な対策を公表した。また、業種毎の取組みの推進状況を毎年フォローアップすることにより、産業界の取組みの透明性を高めていくとの方針の下に、1998 年、環境自主行動計画の第 1 回フォローアップを行ない、廃棄物対策の進捗状況を業種毎に取りまとめ、公表した。

(2) 1999 年に入り、最終処分場のひっ迫問題等を契機に国民の廃棄物問題への関心が高まるなかで、産業界は、循環型社会の推進に向け、廃棄物・リサイクル対策に係る取組みの強化を図った。

具体的には、第 2 回フォローアップ(1999 年 4 月に各業種へ要請)の実施にあたって、産業界の自主的取組みの成果を社会にわかりやすく提示するため、産業界全体の産業廃棄物最終処分量の削減目標を設定することを決定した。これに基づき、1999 年 12 月の第 2 回フォローアップ調査結果の公表以降、業種毎の取組み状況に加えて、産業界全体の目標ならびに実績についても公表することとなった。

【産業界全体の目標】(1999 年 12 月設定)

産業界として、2010 年度における産業廃棄物最終処分量の目標を 1990 年度実績の 75%減(1,474 万トン)に設定する。また 2005 年度の中間目標を 1990 年度実績の 65%減(2,063 万トン)とする。なお、これら目標は、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要な見直しを行う。

< 参考 >

政府が 2003 年 3 月に策定した『循環型社会形成推進基本計画』では、「循環型社会の形成の取組みの進展度を測る指標」として、『日本経団連環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕』の上記目標を採用し、「2010 年度(平成 22 年度)における産業廃棄物の最終処分量を 1990 年度(平成 2 年度)比で約 75%減とする」との目標を掲げている。

2. 2004年度実績調査結果（31業種の産業廃棄物最終処分量等）

- (1) 今回のフォローアップ調査には、40業種が参加した（注1）。そのうち、産業廃棄物最終処分量削減目標の達成状況フォローアップに参加したのは31業種（注1）である。31業種からの産業廃棄物最終処分量は、基準年である1990年度でみると、わが国全体の産業廃棄物最終処分量の7割近くをカバーしている（注2）。
- (2) 2004年度の産業廃棄物最終処分量実績は954万トンとなり、2003年度実績の約7%減〔約73万トン減〕と、昨年度調査に引続き減少した（下記の表ならびに次頁のグラフを参照）。この結果、1990年度（基準年）実績5,896万トンの約83.8%減の水準にまで減少した。
- (3) このように、産業廃棄物最終処分量削減に向けた産業界の取組みは順調に進展し、1999年度に設定した「産業界全体の産業廃棄物最終処分量」の2010年度における削減目標〔1990年度実績の75%減〕を、2002年度以降3年連続で前倒しで達成したことが明らかになった。
- (4) これは、各業種において自主的な取組みを継続して推進した成果であり、具体的内容は、後述『個別業種版』の「最終処分量の削減ならびに抑制に寄与した要因」において、業種毎に記述している。
- (5) また、『個別業種版』では、産業廃棄物の排出削減に対する取組みに加え、製品ライフサイクルを通じた環境配慮設計等の取組みや事業系一般廃棄物対策についても、具体的に記している。
- (6) 更に、各業種は、最終処分量のみならず、排出量や再資源化量、再資源化率についても、データの開示に努めている。引き続き、こうしたデータの整備にも努めていきたい。

【産業界全体（31業種）からの産業廃棄物最終処分量】

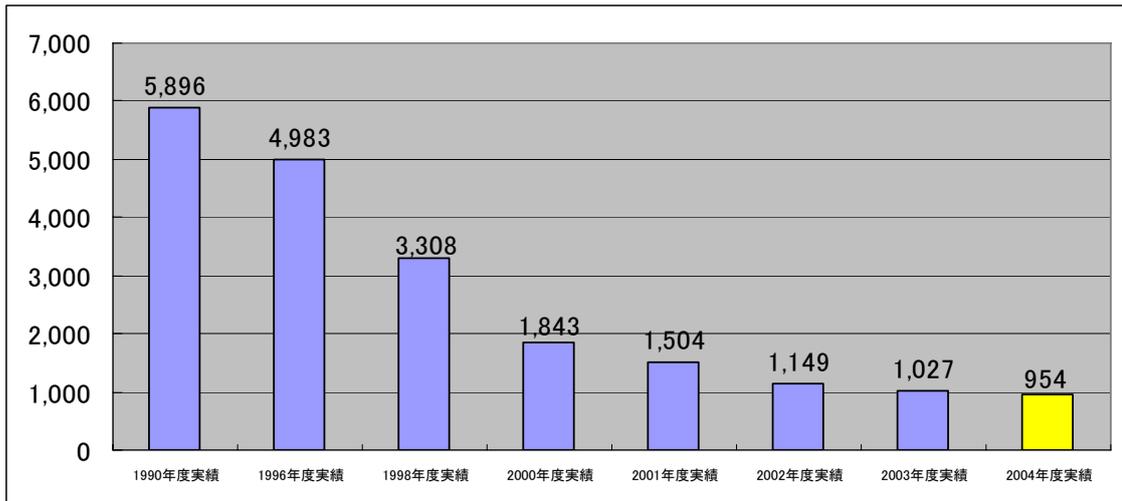
1990年度 実績※	1996年度 実績※	1998年度 実績	2000年度 実績	2001年度 実績	2002年度 実績	2003年度 実績
5896万トン	4983万トン	3308万トン	1843万トン	1504万トン (▲339万トン)	1149万トン (▲355万トン)	1027万トン (▲122万トン)
100%	▲15.5%	▲43.9%	▲68.8%	▲74.5%	▲80.5%	▲82.6%

2004年度 実績	2005年度 目標（参考）	2010年度 目標
954万トン (▲73万トン)	2063万トン 以下	1474万トン 以下
▲83.8%	▲65%	▲75%

※各年度の実績について、一部の業界では一部推計値を使用している場合もある。

※（ ）内は前年度比較

【産業界全体(31業種)からの産業廃棄物最終処分量】 (単位:万トン)



*2010年度目標は1,474万トン

※注1: 2005年度(第8回)フォローアップ調査参加業種: 40業種

電力、ガス、石油、鉄鋼、非鉄金属製造、アルミ、伸銅、電線、ゴム、板硝子、セメント、化学、製薬、製紙、電機・電子、産業機械、ベアリング、自動車、自動車部品、自動車車体、産業車両、鉄道車輛、造船、製粉、精糖、牛乳・乳製品、清涼飲料、ビール、建設、航空、通信〔上記31団体が、産業界全体の産業廃棄物最終処分量算出の対象業種〕、住宅(住宅は、建設と重複するため、建設の内数扱いとし、加算していない)、不動産、工作機械、貿易、百貨店、鉄道、海運、銀行、損害保険。

※注2: 31業種の1990年度実績値5,896万トンは、同年度のわが国全体の産業廃棄物最終処分量8,900万トン(環境省調べ)の66.2%。日本経団連の数値に含まれない産業廃棄物は、主に、上下水道業からの産業廃棄物(主として汚泥)や農業部門からの産業廃棄物(動物のふん尿等)である。

※注3: 日本経団連の環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕の概要は、2001年度以降、個別業種毎の取組み状況も含め、政府の『循環型社会白書』に掲載されている。

3. 今後の方針

(1) 産業界は、本格的な循環型社会を実現すべく、自主的に3R(リデュース、リユース、リサイクル)、とりわけリサイクルを積極的に進め、できるだけ廃棄物を最終処分場へ回さないように努力してきた。

この結果、今回のフォローアップ調査で明らかになったように、2002年度以降3年連続で、2010年度における産業廃棄物最終処分量に係る目標を前倒しで達成することができた。

(2) また、産業界は、最終処分量の削減のみならず、排出量の抑制、リサイクル・リユースの促進、使用済み製品対策についても、積極的に取り組んでいる。最近、拡大生産者責任に対する期待が大きいのが、産業界は、引き続き、技術開発の推進・普及や製品設計上の工夫等を通じて、これまで以上に3Rの推進に向け努力し、同時に、産業界のこれまでの成果や取組みについて、広く国民に公表し、活動の透明性、信頼性を高めていく。

(3) その一環として、日本経団連では、容器包装リサイクル法の見直しに際して、2005年10月に、提言『実効ある容器包装リサイクル制度の構築に向けて』をとりまとめ、今後、容器包装の素材グループごとの団体を中心に、『容器包装の3Rの推進に向けた自主行動計画』を策定・実施する旨、表明したところである。今後、産業界は、各団体が作成した自主行動計画に基づいて、容器包装の製造業者・利用事業者・再商品化事業者が協力し、より一層の容器包装の軽量化・薄肉化・リサイクル容易化等に向けた技術開発や環境配慮設計等に努力していく。

循環型社会の推進にあたっては、こうした産業界の活動や創意工夫を活かした自主的な取り組みが最大限尊重されることが重要である。

(4) 産業廃棄物最終処分量に係る2010年度目標を3年連続で前倒しで達成したことを受けて、来年度以降の自主行動計画のあり方や目標設定等について多角的な検討を行なった。その結果、各業種は、来年度以降、各業種の特長や事情等を踏まえて、再資源化率や他産業からの廃棄物の受け入れ量など、産業廃棄物最終処分量以外の独自の目標を別途掲げて、循環型社会の実現に向けた自主的な取り組みに一層努力することとした。

併せて、産業界全体としては、引き続き、産業廃棄物最終処分量の削減に努力することとし、来年度に、2010年度の産業廃棄物最終処分量の目標値の見直しに向けた検討を行う。

(5) また、近年、産業界における取り組みは、単なる廃棄物の適正処理にとどまらず、3Rの推進をはじめ多岐にわたっていることから、来年度以降、本計画の名称を「日本経団連環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」に変更する。

(6) このように、産業界が循環型社会の実現に向けて取り組んでいくにあたっては、廃棄物処理法をはじめとした諸制度の改革が必要不可欠である。日本経団連は、2002年7月に「循環型社会の着実な進展に向けて」と題する意見書を取りまとめ、「不法投棄については罰則や規制を厳格化し、リサイクルは規制を緩和して推進すべき」旨、主張してきた。今後、事業者における3R推進の取り組みが一層促進されるよう、抜本的な制度改革が行われることを期待したい。日本経団連としても、規制改革要望等を通じて、政府に強く働きかけていく。

.....

< 参考 >

* 今回のフォローアップ調査において、「政府・地方公共団体に対する要望等」として、各業種から寄せられた主な要望は下記の通り（具体的には「個別業種版」参照）。

■ 廃棄物の定義・許可権者・分類等の見直し

◇ 廃棄物関連法規が複雑で、運用ルールも地域ごとにまちまちである。廃棄物関連法規を簡素化し、運用ルールの全国統一化を図るべきである。

◇ 廃棄物処理法における産業廃棄物の行使権者が、政令指定都市等の場合は政令市

長・区長、その他地域は都道府県知事であるため、同じ都道府県内で運用が異なる。統一化を図るべきである。

◇リサイクルコストの最小化のためには広域的な処理は不可欠であり、廃棄物収集運搬業の許可の広域化・全国共通化を図るべきである。

◇一般廃棄物の分別収集方法が自治体ごとに異なる。例えば関東ブロック、東北ブロックなど、地域単位で統一化を図るべきである。

◇市町村をまたいだ一般廃棄物収集運搬・処分業の許可の取得がスムーズに行なえず、事業系一般廃棄物の委託が円滑に行えない。改善を図るべきである。

◇木製くず・紙くず等の事業系一般廃棄物について、排出量や大きさの制約によって自治体に処分してもらえないことがある。一般廃棄物処理業者の許可取得を容易にしたり、産業廃棄物処理業者が事業系一般廃棄物も処理できるようにしたり、産業廃棄物と一般廃棄物の分類を見直すなど、改善を図るべきである。

◇運搬費等により逆有償であっても、リサイクルシステムが構築・担保されている場合には、廃棄物処理法の適用を除外あるいは緩和すべきである。

◇セメント焼成用キルンにおいて廃棄物を処理しているが、本施設は産業炉であるので、廃棄物焼却炉とは別の規制体系とすべきである。

◇建設汚泥について、環境省通知「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（2005年7月25日付）により、リサイクル促進に向けた取り組みが進められているところであるが、適正なリサイクルがより一層促進されるようにすべきである。また、地方公共団体により廃棄物の定義の解釈や法令の運用に相違が見られることから、統一的な解釈や運用がなされるようにすべきである。

■許可手続等の簡素化・統一化等

◇廃棄物処理業や施設に係る許可の取得・変更手続、再生利用認定の取得手続等には長期間を要する。申請手続の簡素化・迅速化を図るべき。

◇廃棄物処理施設の許可手続について、役員等の異動に伴う変更届に係る添付書類（役員の住民票・登記事項証明書等）を大幅に簡素化すべき。とりわけ、産業廃棄物処理に事実上影響力を行使しえない海外支店の支店長等の役員について、住民票・登記事項証明書等の添付を求めるべきではない。

◇ISO14001 認証企業に対しては報告・届出事項等を簡素化すべきである。

◇国の施策として電子マニフェストの普及促進が図られているが、地方公共団体発注工事においては電子マニフェストの利用が認められない事例もある。地方公共団体発注工事についても国と同様の扱いとなるよう、政府は措置を講じるべきである。

◇廃棄物処理に関する調査依頼が、地方公共団体、省庁等から多数寄せられている。人的負荷が多大であり、一本化すべきである。

■地方自治体における事前協議制等の見直し

◇県外からの廃棄物の受入や施設許可の申請・変更等を行う場合に、事前協議や住民協議が必要な自治体が多く、リサイクルの推進が困難である。こうした事前協議制等を不要とすべきである。

とりわけ、高温処理により残渣を生ずることなく、安全にリサイクルすることが可能なセメント工場における廃棄物の受け入れについては、事前協議や住民同意に係る規制を大幅に緩和すべきである。同様に、同施設については、一部自治体で導入されている産廃税を適用除外とすべきである。

■その他

◇法改正や条例改正を行った場合には、わかりやすい解説とタイムリーな情報発信に努めるべきである。

◇廃棄物処分業者の優良化（行政による優良業者のランク付け等）や処理業者の情報公開等を推進すべきである。

◇容器包装リサイクル法に関し、事業者負担が増大している。社会的コスト低減につながる施策を講じるべきである。事業者負担について幅広い納得が得られるよう、情報公開等の措置を講じるべきである。

以上